

建築物の木材利用促進に関する協定書

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 15 条第 1 項に基づき、公益社団法人広島県建築士会を甲とし、一般社団法人広島県木材組合連合会を乙とし、広島県を丙として、甲、乙及び丙は、次のとおり建築物の木材利用促進に関する協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲及び乙の「建築物の木材利用促進に関する構想」について、甲、乙及び丙が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物の木材利用促進に関する構想

(1) 甲の構想の内容

甲は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成及び木造建築物の普及啓発を行うことにより、建築物における県産材の利用促進に貢献する。

(2) 乙の構想の内容

乙は、甲による人材育成等の取組に協力するとともに、県産材の安定供給及び利用促進に取り組むことにより、森林資源の循環利用を促進し、脱炭素社会の実現に貢献する。

3. 構想の達成に向けた取組の内容

(1) 甲は、中大規模木造建築物に関する構造設計演習セミナーを開催するなど、木造建築物の設計・施工に係る技術者の育成に取り組む。

(2) 乙は、県産材の生産加工・流通等に関する情報を提供するなど、甲が行う技術者育成の取組に協力する。

(3) 乙は、木材の加工・流通体制の整備等を通じて、県産材の安定供給及び利用促進に取り組む。

(4) 甲及び乙は、木材利用の意義及びメリットについて情報発信するなど、木造建築物の普及啓発に取り組むとともに、丙が推進する建築物の木造・木質化に関する取組に協力する。

4. 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換を行う。

また、本協定に基づく甲及び乙の取組を積極的に広報する。

5. 構想の対象区域

構想の対象区域は広島県内とする。

6. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和 10 年 3 月 31 日までとする。

ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲及び乙から更新する旨の書面による申出があれば、本協定の有効期間を期間満了の日から 5 年を超えない範囲において更新できるものとし、以降も同様とする。

7. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙及び丙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各1通を保有する。

令和6年4月23日

甲 広島県広島市中区千田町3丁目7番47号

公益社団法人広島県建築士会

会長 井本 健一

乙 広島県広島市南区宇品西4丁目1番45号

一般社団法人広島県木材組合連合会

会長 竹内 徳将

丙 広島県広島市中区基町10番52号

広島県

広島県知事 湯崎 英彦